



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

第35回「ゼロ災55」無災害運動

令和5年11月7日(火)～12月31日(日)

スローガン

些細なことでも報、連、相
みんなで一緒に ゼロ災55

スローガンは、入選された(株)明治製作所 川原真吾 さんの作品です。

「ゼロ災55」無災害運動は、年末までの55日間を運動期間（本年11月7日から12月31日まで）として、当該期間中の鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指す独自の取組です。平成元年から毎年度実施し、本年度で第35回となります。

今年度から5年間は、「第14次労働災害防止推進計画（以下「14次防」という。）」に基づき、「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」に向けて取組を進めています。

今回の「ゼロ災55」無災害運動期間中は、6つの柱を重視として死亡・休業災害ゼロを目指します。

また、職場におけるリスクアセスメントの実施の促進を図り、災害ゼロから危険ゼロへとレベルアップした安全管理を目指します。

会員事業場の事業者、労働者の皆様には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

◎「ゼロ級55」6つの柱

- ア 墜落・転落災害防止対策の推進
イ 転倒災害防止対策の推進
ウ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
エ 交通労働災害防止対策の推進
オ エイジフレンドリーガイドラインによる取組
の推進

◎ 事業提の実施事項

- ア 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
 - イ 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
 - ウ 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
 - エ 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレット等による安全衛生意識の高揚
 - オ 「安全『見える化』とっとり運動」の取組の実施
 - カ 危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）

によるリスクの評価及びこ

によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施

キ 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、 危険予知活動の推進と活性化

ク 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知

ケ 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底

3. 実験結果

シ 高年齢労働者の特性や健康・体力の状況に配慮、対応した職場環境の改善

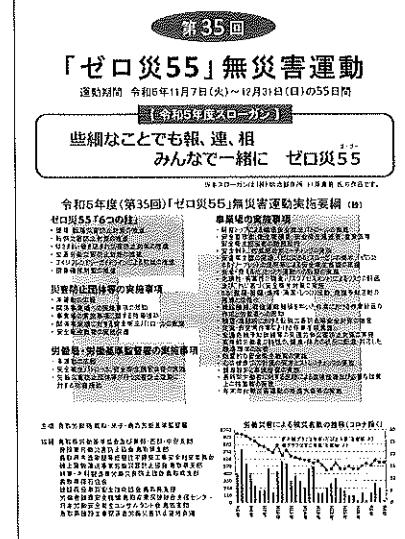
ス 効果的な安全衛生教育の実施

セ 心の健康つくり計画の東走及びストレス
チェックの実施

ソ 健康診断と事後措置の実施
タ 長時間労働者に対する医師等による面接指導

等の実施 チ 年末無災害運動推進大会等の実施

第3章「セイタム」 黒人音楽運動アーティスト



令和5年度ゼロ災55無災害運動の6つの柱に関連する リーフレットリンク集

ゼロ災55無災害運動の6つの柱に関連するリーフレット等のリンク先を下記のように取りまとめましたので、ご活用願います。

墜落・転落災害防止対策の推進

はしご、脚立からの墜落防止

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_00809.html



▲詳細はこちらをご覧ください

転倒災害防止対策の推進

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



▲詳細はこちらをご覧ください

足場からの墜落防止措置を強化しました。

10月1日（一部規定は令和6年4月1日）
から順次施行します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf>



▲詳細はこちらをご覧ください

足場からの総合的な墜落・転落防止対策

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120309-1.html>



▲詳細はこちらをご覧ください

はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/2023hasamare_makikomare.pdf



▲詳細はこちらをご覧ください

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01786.html



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

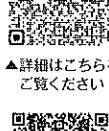
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130912-01-all.pdf>



▲詳細はこちらをご覧ください

エイジフレンドリーガイドラインによる取り組みの推進

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



▲詳細はこちらをご覧ください

健康確保対策の推進

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/eisei02.html



▲詳細はこちらをご覧ください

その他活用できますリーフレットは以下の厚生労働省のホームページよりご利用できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html



▲詳細はこちらをご覧ください

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過重労働解消キャンペーン」を実施し、その期間中に「過労死等防止対策推進シンポジウム」や長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等を行います。

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

鳥取会場

日 時：令和5年11月22日(水)
13:30～15:30(受付13:00～)
会 場：とりぎん文化会館1階 第1会議室
(鳥取県鳥取市尚徳町101-5)

プログラム

全国過労死を考える家族の会代表による基調講演、企業の取組事例紹介、過労死遺族による体験談発表

参加される場合は事前申し込みをお願いします。

<特設ホームページ>

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>
※特設ホームページから申し込みが可能です。

参加
無料

そのほか過重労働解消キャンペーン中の取組

過重労働解消のためのセミナー【委託事業】

事業主や人事労務担当者などを対象として、1月まで定期的に開催しています。参加無料です。

※詳細は以下のホームページをご参照ください。

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com>

ほかにも過重労働が行われている事業場等への重点監督を実施するなど、過重労働解消に向けた取組を行います。

この機会に過重労働の解消について考え、理解を深めてみませんか。

鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 900円	令和5年10月5日

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（☎ 0857-29-1705）または各労働基準監督署にお問合せください。

確認しよう、最低賃金！

事業者も、労働者も、お互いに。

確認しよう、最低賃金！

事業者も、労働者も、お互いに。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人と雇う人のためのルールです。

鳥取県 最低賃金

令和5年
10月5日から
時間額

900円

46円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です



～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共

栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧いただきか、鳥取労働局雇用環境・均等室（☎ 0857-29-1709）にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

お気軽にお問合せください
（独）労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
（五九五五）八二一
（六九〇七）一二三三四



◎パートさんもご加入
いただけます。

詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共]

外部積立型だから
管理が簡単！

●従業員との納付状況や
退職金試算額を事業主に
お知らせします。
●退職金は、中退共から直接
従業員へ支払われます。
●掛金は全額非課税で、手数料も
かかりません。

●新規加入や掛金月額を増額する
場合、掛金の一部を国が助成
します。
●自治体等独自の掛金補助制度が
あります。

ご存知ですか？
「中退共」の
退職金制度！

年次有給休暇を活用して家族の時間をつくろう



～11月は鳥取働き方改革推進キャンペーン2023月間です～

鳥取働き方改革推進会議（鳥取労働局、鳥取県を始め関係行政機関、関係団体等で構成）では、11月を鳥取働き方改革推進キャンペーン2023月間とし、様々なイベントを実施します。

キャンペーンでは、①働き方改革関連セミナーの実施、②有給休暇取得推奨デー（11/2、11/24）の勧奨、③働き方改革に関する川柳の募集、④鳥取労働局（監督署・ハローワーク）、働き方改革サポートオフィス鳥取、鳥取県中小企業労働相談所みなくる及び鳥取県よろず支援拠点での特別相談など を予定しています。

特に、年次有給休暇の取得促進は、働く人にとっては心身の健康保持・増進、会社にとっては生産性向上や企業イメージの向上につながります。また、鳥取県は四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれており、年次有給休暇を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながります。

このため、地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室（☎0857-29-1709）にお問い合わせください。

仕事と介護の両立

—介護離職を防ぐために—



高齢者人口の増加とともに、介護保険制度上の要支援・要介護認定者数は増加しています。介護者は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者が多く、そういう人材が仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。

育児・介護休業法では、仕事を辞めることなく、働きながら要介護状態の家族の介護等をするために、以下の制度を定めています。

- ◆介護休業 ◆介護休暇 ◆残業免除
- ◆時間外労働の制限 ◆深夜業の制限
- ◆所定労働時間短縮等の措置

育児・介護休業法の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

なお、厚生労働省ホームページで「仕事と介護両立のポイント」と検索していただくと介護をしながら働き続けられるヒントが記載されたパンフレットもご覧いただけます。

また、厚生労働省では、仕事と介護の両立支援に取り組む中小企業事業主のみなさまを支援するため、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）を支給しています。

介護離職防止支援コースは、「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

介護離職防止支援コース		支給額
A介護休業	休業取得時	30万円
	職場復帰時	30万円
	業務代替支援加算	新規雇用:20万円 手当支給等:5万円
B介護両立支援制度		30万円
個別周知・環境整備加算(A又はBに加算)		15万円

このほか、従業員が育児や介護を理由に離職することなく、継続して働き続けられるよう、企業として取組を行いたいとお考えの事業主のもとへ、仕事と家庭の両立支援プランナーが訪問し、無料でアドバイスを行っています（中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業）。ぜひ、ご活用ください。

育児・介護休業法



両立支援等助成金



育児・介護支援プラン導入支援事業



【お問合せ先】

鳥取労働局雇用環境・均等室

☎ 0857-29-1709 (育児・介護休業法)

☎ 0857-29-1701 (両立支援等助成金)

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です!

~「働きがいのそばには 労働保険。」~

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理運営している保険で、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るため啓発活動を実施しています。

加入の手続き及びご相談については、鳥取労働局総務部労働保険窓口（☎0857-29-1702）又は最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）までお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>



12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

年末は業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすい時期になります。改めてハラスメントが起こらない職場づくりを意識していただくようお願いします。鳥取労働局でもハラスメント相談担当者向けに相談対応で気を付けたいポイントやカスタマーハラスメント、就活ハラスメントについてセミナーを開催します。

下記日程でセミナーを開催しますので、ぜひご参加ください。

鳥取会場 12月11日（月）10：30～

倉吉会場 11月27日（月）14：00～

米子会場 12月7日（木）13：30～

詳細は労働局HPからご覧いただけます。

働き方改革関係セミナー・説明会等一覧

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_00195.html



「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」のご案内

建設現場においては、いわゆる一人親方等も労働者と同様な作業をしており、労働災害と同様に業務中の災害も多数発生しています。その一因として、一人親方等は安全衛生に関する基本的な知識を十分に身に付ける機会を得られないまま、作業に従事している状況があると考えられます。

このため、当協会が正会員となっている、全国労働基準関係団体連合会（略称「全基連」）では、厚生労働省委託事業として、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会を開催し、建設現場における技術指導の実態を通じて、一人親方等の安全衛生に関する知識習得等を支援し、安全及び健康確保の推進を図っています。詳しくは、全基連ホームページまたは下記URLをご覧ください。

■一人親方URL

<https://www.zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/top.html>



過重労働解消のためのセミナーを開催しています

当協会が正会員となっている、全国労働基準関係団体連合会（略称「全基連」）では、過重労働防止セミナーと業務効率化セミナーを、10月から1月の間、オンライン開催と会場開催の2形態で計55回（いずれも無料）実施するとして、受講（視聴）者を募集しています。

このセミナーは厚生労働省の委託事業として、全基連が昨年度に続き開催するものです。

このうち、①過重労働防止セミナーは、過重労働防止対策全般にわたる法令や制度についての解説や取り組み事例の紹介と、ハラスメントなど過重労働に関係する分野の特定のテーマを深掘りする詳細解説の二部で構成され、10月3日から1月18日までの間の土日祝日を除く午前または午後の所要約150分となっています（オンライン開催50回、会場開催2回）。

講師陣は、歯切れよく分かりやすい解説で定評の高い水町勇一郎東京大学社会科学研究所教授を筆頭に、弁護士、（特定）社会保険労務士、元労働基準監督官など、過重労働の防止に造詣の深い者計10人が分担して、「難しい話も分かりやすく」を基本に解説しています。

また、特別企画として、過重労働を防ぐための鉄板の対策である業務効率化を進めるための実践的な手法を解説する②業務効率化セミナー（所要150分）も用意されています（オンライン開催1回、会場開催2回）。

さらに、企業やグループ企業、構内外系列会社集団、工場団地など集団を単位としたセミナー、例え

ば、社員研修や管理職研修の一環として開催される場合など希望される詳細解説テーマや日程を調整のうえ、前記とは③別途開催のセミナーも用意されています。

当協会のホームページ（トップページ「新着情報・お知らせ」）または、下記のアドレスから、前記①②③セミナーの詳細の確認や受講（視聴）を申込みます。

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kajyu-kaishou.html>



令和5年度 2023年12月1日 ▶ 2024年4月30日

安全衛生教育促進運動 事業主の皆さん！

労働安全衛生法により 雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが義務づけられています

正しい知識で職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底とともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、課長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大事となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることができます。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

